

1. 参考価格(枚岡公園)

【内訳】	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
(1)支出	単位:千円				
1.運営管理費	39,784	39,846	39,909	39,974	40,039
(1)人件費					
管理事務所職員	14,023	14,030	14,037	14,044	14,051
(2)人件費					
運営業務要員	16,983	16,992	17,000	17,009	17,017
(3)光熱水費(その年の気候により大きく変動します)					
電気代、水道・下水代、ガス代	1,845	1,891	1,939	1,988	2,038
(4)事務所運営費					
通信費、印刷製本費、消耗品費、手数料、会議費、賃借料、警備費、報償費、負担金、電波使用料、保険料、公租公課、交通費等	6,933	6,933	6,933	6,933	6,933
2.維持管理費	41,640	41,789	41,939	42,090	42,242
(1)人件費					
維持業務要員	15,748	15,858	15,969	16,081	16,192
(2)清掃費					
園内清掃、便所清掃、塵芥処理、建物内清掃(ワックス掛け含む) 側溝・水路・排水管清掃、不法投棄処分(家電四品目含む)、トイレ等の消毒等	2,995	3,015	3,035	3,055	3,076
(3)植物管理費					
除草、樹木剪定・刈り込み、危険木処理、チップ処理(堆肥化含む)等	9,080	9,084	9,089	9,093	9,098
(4)特殊庭園管理費					
梅林	1,804	1,805	1,806	1,807	1,808
(5)保守・点検費					
電気設備点検、消防設備点検等	2,827	2,841	2,854	2,868	2,882
(6)スポーツ施設管理費(プール除く)					
	0	0	0	0	0
(7)プール管理費					
	0	0	0	0	0
(8)昆虫館管理管理費					
	0	0	0	0	0
(9)補修・修繕費(参考価格で提示する補修・修繕費と同額を計上して下さい。)					
修繕、補修工事、緊急対応 その他	9,186	9,186	9,186	9,186	9,186
3.諸経費	8,142	8,163	8,185	8,206	8,228
支出経費小計	89,566	89,798	90,033	90,270	90,509
(2)収入					
1. 駐車場想定収入額					
	0	0	0	0	0
2. プールの想定収入額					
	0	0	0	0	0
3. 野球場等運動施設の想定収入額(※1)					
有料公園施設(オーパスシステム導入施設)	0	0	0	0	0
4. その他有料施設の想定収入額(※2)					
	0	0	0	0	0
5. 行為許可使用料による収入額(※3)					
	9	9	9	9	9
6. 利用促進事業による収入					
	66	66	66	66	66
収入小計(※4)	75	75	75	75	75
合 計(※5)	89,491	89,723	89,958	90,195	90,434

※1. 有料公園施設(利用料金制)のうち、オーパスシステムを導入している施設の想定収入

※2. 有料公園施設(利用料金制)のうち、オーパス導入施設、プール、駐車場を除いたもの。自主事業による運営施設を除く。

※3. 条例第4条第1項第4号に係る行為許可使用料は除く。

※4. 直近3力年(令和4年度から令和6年度)の実績(平均値)を基に算出

※5. 消費税込の価格

※現指定管理者が令和6年度に外注した業務は、下記のとおりです。

2. 外注実績表【令和6年度】(枚岡公園)

区分	業務の名称	業務の内容	金額(円)	備考
事務所経費	事務所等機械警備業務委託	庁舎等の機械警備業務	171,600	
		小計	171,600	
運営管理費	駐車場等警備業務委託	駐車場内外の警備業務	1,663,200	
	公園活性化業務委託	地域連携協議会の運営補助他業務	600,000	
	ホームページ運用サービス業務委託	公園ホームページの保守業務	26,400	
		小計	2,289,600	
維持管理費	施設管理業務委託	園内及びトイレの清掃業務	2,306,920	
	塵芥処理業務委託	一般廃棄物の処理業務	92,400	
	産業廃棄物の収集運搬・処分業務委託	不法投棄物の処理業務	59,400	
	自家用電気工作物保安管理業務委託	電気工作物の保守点検業務	188,100	
	浄化槽維持管理点検業務委託	便所浄化槽の点検清掃業務	114,400	
	遊具及び門扉保守点検業務委託	遊具及び門扉の点検業務	374,000	
	桜広場受水槽ポンプ点検業務委託	給水加圧ポンプの点検業務	139,150	
		小計	3,274,370	
合計			5,735,570	

3. 管理対象外施設一覧(枚岡公園)

施設名	対象外の種別	施設の設置者	施設の運営者	許可等の区分	備考
道路標識 8本	物件	大阪府枚岡警察署	大阪府枚岡警察署	占用許可	国道308号沿
防火水槽	物件	東大阪市消防局	東大阪市消防局	占用許可	国道308号沿
水利標識板 2基					園内全域
位置表示標識板 64本					〃
山林火災防止看板 7基					〃
給水管 1式 防火用貯水槽 7.4㎡	物件	東大阪市上下水道事業管理者	東大阪市上下水道事業管理者	占用許可	桜園路他 公園事務所北東裏
下水道管 1式 ボックス 8.2㎡ 人孔、汚水枡、雨水枡	物件	東大阪市上下水道事業管理者	東大阪市上下水道事業管理者	占用許可	桜園路他
防災行政無線野外拡声子局 電線架設柱 2基 2本	物件	東大阪市	東大阪市	占用許可	公園事務所北東裏 暗溪椋ヶ根橋下流
第1種電柱 第3種電柱 支線 2本 支持物 46本 地中電線路 1式	物件	関西電力株式会社 大阪南電力部 東大阪営業所 大阪南営業所	関西電力株式会社 大阪南電力部 東大阪営業所 大阪南営業所	占用許可	桜園路、芝生広場北他

3. 管理対象外施設一覧(枚岡公園)

施設名	対象外の種別	施設の設置者	施設の運営者	許可等の区分	備考	
電話柱 支線 関電共架柱 公衆電話	26本 11本 16本 1基	物件	西日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社	占有許可	桜園路 国道308号沿他
ケーブルテレビ線	112m	物件	株式会社ジェイコムウエスト 東大阪局	株式会社ジェイコムウエスト 東大阪局	占有許可	国道308号沿
広域無線LAN設備		物件	UQコミュニケーションズ株式会社	UQコミュニケーションズ株式会社	占有許可	桜園路
電気通信ケーブル 1,677m(光ケーブル)		物件	株式会社オプテージ	株式会社オプテージ	占有許可	桜園路 国道308号沿
測量基準点金属標 (直径50mm 2個)		物件	国土交通省 政策統 括官付 地理空間情報課	国土交通省 政策統 括官付 地理空間情報課	占有許可	桜園路
文化財説明板 (道標・芭蕉句碑)	2基	物件	東大阪市教育委員会	東大阪市教育委員会	占有許可	国道308号沿
野鳥姿絵板	1基	物件	東大阪市	東大阪市	占有許可	額田の辻
風致地区表示板	1基	物件	東大阪市	東大阪市	占有許可	桜園路 (近鉄踏切直近)
東大阪観光案内板	2基	物件	東大阪市	東大阪市	占有許可	桜園路 みんなの広場前 公園事務所前

3. 管理対象外施設一覧(枚岡公園)

施設名	対象外の種別	施設の設置者	施設の運営者	許可等の区分	備考
防犯カメラ 1基	物件	宗教法人 枚岡神社	宗教法人 枚岡神社	占用許可	枚岡梅林
ガス管 42mm～165mm, 人孔	物件	大阪ガス導管事業部 北東部導管	大阪ガス導管事業部 北東部導管	占用許可	桜園路
オリエンテーリング板 案内板 1基 ポスト 12基	物件	大阪府府民文化部 文化・スポーツ室	大阪府府民文化部 文化・スポーツ室	占用許可	桜園路 (みんなの広場前) 園内各所
府民の森案内板 6基	物件	大阪府中部農と緑の 総合事務所	大阪府中部農と緑の 総合事務所	占用許可	中の谷下 1基 棕ヶ根橋左岸 1基 豊浦橋左岸 2基 右岸 2基
排水管Φ114mm L=40m	物件	個人	個人	占用許可	桜園路
自販機配管 電線管及び電線など	物件	株式会社 山久	株式会社 山久	占用許可	桜園路 駐車場直近
建物通路 23.84 m ²	敷地	個人	個人	設置許可	桜園路
建物通路 30.82 m ²	敷地	トピア枚岡公園貳番 館 管理組合	トピア枚岡公園貳番 館 管理組合	設置許可	桜園路
建物通路 20.00 m ²	敷地	個人	個人	設置許可	桜園路
自動販売機 1基	物件	株式会社 山久	株式会社 山久	占用許可	芝生広場入り口

4. 建築物等一覧表（枚岡公園）

NO	種 類 等	構 造	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	備考
1	公園事務所	R C造 一部S造 2階建	97.84	139.99	加入
2	額田山展望台	S造 平屋	36.56	同左	加入
3	枚岡山展望台	R C造 平屋	31.99	〃	加入
4	棕ヶ根橋休憩所	R C造 平屋	33.88	〃	加入
5	ちびっこ広場休憩所	W造 平屋	5.29	〃	
6	梅林休憩所	W造 瓦葺平屋	16.70	〃	加入
7	森のおもちゃ箱休憩所 (おもちゃ箱下)	W造 平屋	4.84	〃	
8	健康広場休憩所 (森のおもちゃ箱便所横)	W造 平屋	9.90	〃	
9	みんなの広場休憩所	S造 平屋	20.25	〃	
10	梅林付属売店	W造 鋼板葺平屋	9.93	〃	加入
11	事務所前便所	R C造 平屋	32.25	〃	加入
12	棕ヶ根橋便所	R C造 平屋	29.05	〃	加入
13	桜広場便所	R C造 平屋	29.75	〃	加入
14	梅林便所	R C造 瓦葺平屋	37.09	〃	加入
15	森のおもちゃ箱便所	R C造 平屋	88.36	77.56	加入
16	バイオトイレ	W造 鉄板葺平屋	5.00	〃	
17	森の工作室	W造 鉄板葺平屋	33.05	〃	加入
18	倉庫	S造 プレハブ平屋	26.44	〃	加入

建物共済加入物件＝備考欄に「加入」と記載

5. 貸与物品一覧表（枚岡公園）

NO	品 目	数量	型 式 等	備 考
1	倉庫（森の工作室）	1		苗圃
2	動力運搬車	1	築水（三菱）BKF-800Mcop	管理事務所
3	バイブロプレート	1	MEWA VP-8	〃
4	監視カメラ カメラ SD カードレコーダー	1	屋外型全方位カメラ 1 屋外型ドームカメラ 1 ネットワークSDカードレコーダ 1	管理事務所 （みんなの 広場用）
5	監視カメラ 液晶モニター レコーダー、カメラ	1	23型カラー液晶モニター 1 ネットワークディスクレコーダー1 ネットワークカメラ 2	管理事務所 （芝生広場 駐車場用）
6	万能型掃除機	1	SV-S1501EG	管理事務所

6. 遊具一覧表（枚岡公園）

設置場所	遊具名	基 数	備 考
ちびっこ広場	すべり台	1	
	2連ブランコ	1	バケツタイプ
	スプリング遊具	3	トリケツブス1、カメ1、ティレックス1
森のおもちゃ箱	ラダー	1	
	ジャンボすべり台	1	
	人研ぎすべり台	1	
	複合遊具	1	
	ウェーブラダー（ロープ登り）	1	
	スプリング遊具	2	カメ、トリ
	ローラーライダー-2	1	
みんなの広場	ローラーライダー-1	1	
	背伸ばしベンチ	1	
	三連鉄棒	1	
	ラダー（太鼓橋）	1	
	クライミングウォール	1	
児童遊戯場（梅林）	複合遊具	1	
	スプリング遊具	2	カメ、ウマ
	滑り台	1	
	4連ブランコ	1	
額田広場	バックボウベンチ	1	
	ツイストサークル	1	
	ハングバー	1	

7. 橋梁一覧表（枚岡公園）

橋梁名称	主要部材	橋長(m)	幅員(m)	面積(m ²)	設置年度
椋ヶ根橋	木橋	10.0	4.6	46.0	1993
豊浦橋	鋼橋	34.2	2.2	75.2	1965
暗溪1橋梁	コンクリート	7.0	1.4	9.8	不明
暗溪2橋梁	コンクリート	6.0	2.0	12.0	不明
暗溪3縦断デッキ橋梁	コンクリート	44.0	2.0	88.0	1993
デッキ橋梁（デッキ部）	コンクリート	50.2	2.5	125.5	1991
デッキ橋梁（橋梁部）	コンクリート	13.2	2.5	33.0	1991

8. 府営公園利用実績調べ（枚岡公園）

施設名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	使用件数 うち減免件数()	使用金額 (円)	使用件数 うち減免件数()	使用金額 (円)	使用件数 うち減免件数()	使用金額 (円)	使用件数 うち減免件数()	使用金額 (円)	使用件数 うち減免件数()	使用金額 (円)
スポーツ施設	枚岡公園にスポーツ施設はありません。									
その他施設	枚岡公園に有料公園施設はありません。									
条例第4条第1項第1号の広告等に関する使用	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0
条例第4条第1項第2号のロケーション又は写真撮影に関する使用	0 (0)	0	5 (3)	3,480	5 (1)	8,700	0 (0)	0	1 (0)	1,740
条例第4条第1項第3号の催しに関する使用	0 (0)	0	5 (3)	9,175	2 (0)	7,340	3 (2)	5,505	4 (3)	7,340
合計	0 (0)	0	10 (6)	12,655	7 (1)	16,040	3 (2)	5,505	5 (3)	9,080

9. 電気・消防設備点検対象数量表【一般用設備】(枚岡公園)

	設備概要				点検業務			備 考
	引込数 (式)	電線路 (式)	配電盤 (基)	屋外照明灯 (本)	通常点検 (式)	年次点検 (式)	点灯試験 (/年)	
公園事務所	1	1	1		1	1		
額田地区	1	1	1	33	1	1	2	照明灯：園路＝19本 桜園路＝8本 みんなの広場＝6本
枚岡地区	1	1	1	9	1	1	2	照明灯：椋ヶ根橋～枚岡神社
梅林地区	1	1	1	10	1	1	2	
芝生広場（駐車場）	1	1	1	11	1	1	2	

○電線路点検項目＝・引下げ線、縁周り、端子損傷 ・架空線の状態 ・保護管の発錆・腐食・保護ダクト・ラックの状態等

○配電盤点検項目＝・外函、扉、盤の発錆、腐食 ・配線の損傷、過熱、変色 ・表示灯 ・低圧開閉器、配線用遮断器の異常

・接地線の取り付け状況 ・外函、扉、盤の変形 ・切り替、制御スイッチの良否 ・端子の過熱、変色 ・ヒューズ容量、損傷

○接地抵抗及び絶縁抵抗の測定箇所＝公園事務所内各設備・給水加圧ポンプ・森のおもちゃ箱トイレ分電盤・椋ヶ根橋保安灯引込盤

・椋ヶ根橋トイレ分電盤・桜広場トイレ、バイオトイレ引込盤、分電盤・駐車場引込盤、分電盤・梅林地区保安灯引込盤、分電盤

※ 枚岡公園では、E S C O事業による電気機器の対象物はありません。また消防設備点検もありません。

枚岡公園

10. 維持管理対象数量表（枚岡公園）

大項目	項目	工種	細工種	頻度	形状等	単位	対象数量	備考	
植物管理	草地管理	除 草	除草C	4回/年	園 地	m ²	8,297	対象数量は1回当たり	
			除草C	4回/年	梅 林	m ²	10,006	〃	
			除草D	3回/年	園 地	m ²	2,694	〃	
			除草E	2回/年	園 地	m ²	24,163	〃	
			除草F	1回/年	園 地	m ²	2,702	〃	
			人力除草	3回/年	園地(植込み)	m ²	523	〃	
	樹木管理	剪 定	高木	年間		本	30		
			刈込み	年間		m ²	410		
		施 肥	高木			本	必要に応じて		
			低木			本	必要に応じて		
		薬剤散布	高木			本	必要に応じて		
			低木			本	必要に応じて		
		危険木処理	高木	年間	危険木伐採	本	30	(大径木)	
		落枝対策				本	必要に応じて		
		灌 水					必要に応じて		
		支柱撤去					必要に応じて		
	花壇管理	1年草花壇		3回/年	3回/年以上植替え	m ²	63	対象数量は1回当たり	
		宿根草花壇		2～3年毎	堀上、株分け	m ²	73	〃	
	清掃管理	園内清掃	園内清掃	B	2回/週	4.5.10.11月の繁忙期	m ²	8,830	対象数量は1回当たり
			園内清掃	C	1回/週	繁忙期以外は区分Bは区分Cとなる	m ²	14,964	〃
			園内清掃	C	1回/週	梅 林	m ²	10,006	〃
			園内清掃	D	1回/隔週		m ²	6,237	〃
		便所清掃	便所清掃	A	3回/週		箇所	6	
便所清掃			B	2回/週		箇所	6		
便所消毒					7～9月	箇所	6		
塵芥処理		一般処理		年間	2 t 車	m ³	80	想定量	
		不法投棄物処理		年間	2 t 車	m ³	10	〃	

本表は、清掃管理や植物管理の定期作業に関する、対象数量（作業対象となる数量）又は年間の標準作業量を示しており、本表で示す内容と同等以上の維持管理を行うこととする。なお、上記以外に府営公園管理要領や各公園管理マニュアルに、必要な各維持管理作業（保守点検やスポーツ施設管理など含む）の作業範囲や作業頻度、作業内容などが示されているので留意すること。

1 1. 都市公園管理に必要な主な有資格項目

資格名	必要な業務	根拠法令等	分類			対象施設等
			①	②	③	
一級(二級)造園 施工管理技士又は 技術士(建設部門 都市及び地方計画) 又は公園管理運営士		建設業法 技術士法 民間資格	○			全公園 (常勤雇用すること)
防火管理者(甲種)	・不特定多数の人が出入りする建物等で収容人員が30人以上、かつ延べ床面積が300㎡以上の建築物 ・上記以外の建物等で収容人員が50人以上、かつ延べ面積が500㎡以上のもの	消防法	○			箕面公園昆虫館 住之江公園プール脱衣場 住之江公園管理事務所 住之江公園野球場スタンド
造園技能士		職業能力 開発促進法		○		全公園
スポーツ施設管理士	運動施設管理業務	民間資格		○		深北緑地、住之江公園
緑の安全管理士	植物管理業務	民間資格		○		全公園
ビオトープ管理士		民間資格		○		全公園
樹木医	樹木管理業務	民間資格		○		全公園
(第三種)電気主任技 術者	電圧が5万ボルト未満の事業 用電気工作物 電気設備の保安監督業務	電気事業法			○	全公園
第1種電気工事士	500kW 未満の自家用電気工 作物、一般用電気工作物	電気工事 士法			○	全公園
危険物取扱者 乙種4類	非常電源用発動発電機の燃 料タンク容量が、1,000ℓ以上 のもの取り扱い	消防法			○	深北緑地、住之江公園

① : 指定管理者が保持すべき資格(※必置技術者) ② : 指定管理者が保持することが望ましい資格

③ : 指定管理者もしくは業務委託先事業者が保持すべき資格

※必置技術者については、直接かつ恒常的な雇用関係が必要です。在籍出向者や派遣等は認められません。

指定管理業務の応募時及び指定管理業務実施時において、代表法人を含む構成団体のいずれかと直接雇用関係にあることが必要です。

※防火管理者については、法の趣旨に合致する範囲以上の管理事務所への配置を必須とします。

※造園施工管理技士、技術士(建設部門都市及び地方計画)又は公園管理運営士の資格保有者は、管理事務所において常勤かつ専任で配置する必要があります。(但し、年次有給休暇取得日等については、代替となる別の資格保有者の勤務は要しません。)